

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課麻薬係)

向精神薬等の適切な取り扱いについて（通知）

薬務行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、県内の診療所において、医療従事者が向精神薬を不正に譲り渡す事件が下記のとおり発生しました。

向精神薬は、医療上の有用性が高く、広く使用されているものではありませんが、乱用すると心身に重大な影響を及ぼすため、法によってその取扱いが制限されています。向精神薬は医師からの処方が必要とし、医師の処方なくして自己の判断のみで向精神薬を服用することは大変危険な行為です。

また、医療用として正規に流通している向精神薬が、不正な売買や譲渡等を通じて乱用されたり、重大事犯へ悪用されたりすることもあります。

つきましては、医療従事者による向精神薬の不正譲渡を防止するため、麻薬及び向精神薬取締法等の遵守について、貴会員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 違反概要

診療所に勤務する複数名の従業員（看護師や准看護師）が、医薬品販売業者から不正に購入した向精神薬を第三者に譲渡したものの。

2 違反が生じた経緯

診療所で使用する医薬品とは別に、従業員が個人的に欲しい医薬品を、医薬品販売業者のインターネットのサイトを介して診療所名義で注文し、宅配便で届けられ、代引きで購入していた。一部の従業員が知人から依頼を受けた向精神薬を購入し、有償で譲渡していた。

3 違反条項及び罰条

- ・麻薬及び向精神薬取締法第 5 0 条の 1 6 第 1 項（向精神薬の不正譲渡）
- ・同法第 6 6 条の 4 （営利目的：5 年以下の拘禁刑又は情状により 1 0 0 万円以下の罰金の併科
非営利：3 年以下の拘禁刑）

4 備考

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 4 条では、薬局開設者や医薬品販売業の許可を受けた者でなければ、業として医薬品を販売、授与等を行うことは禁

止されています。

(参考)

○麻薬及び向精神薬取締法

第五十条の十六 向精神薬営業者(向精神薬使用業者を除く。)でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 病院等の開設者が、施用のため交付される向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
- 二 向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬を他の向精神薬試験研究施設設置者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
- 三 その他厚生労働省令で定める場合

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。ただし、医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

2 前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。